

奈良県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
永岡医院	北葛城郡河合町大字川合六六四の一番地	平成二十九年八月十日
誠齒科・小児歯科	橿原市木原町二三〇番一	令和元年十二月十五日
近藤クリニック真美ヶ丘腎センター	北葛城郡広陵町馬見北六丁目一 ー八	令和四年三月二十日
アイ薬局香芝店	香芝市五位堂一丁目二九八一	令和四年三月三十一日
アイ薬局五位堂店	香芝市五位堂一〇〇七番地	令和四年三月三十一日
エムハート薬局くずもと店	橿原市葛本町七〇七ー九	令和四年三月三十一日
内藤歯科医院	橿原市石原田町二三二の三番地	令和四年三月三十一日